

## 報告要旨

(午前の部－1)

### 主権免除の国際法規則としての性格について

水島 朋則（名古屋大学）

2004年に採択された国連主権免除条約が前文で述べるように、主権免除は、「慣習国際法の原則として一般に受け入れられて」きたと言えよう。例えば、パキスタン貸金請求事件における日本の最高裁2006年7月21日判決も、絶対免除主義という意味での慣習国際法は「もはや存在しない」として判例変更を行う一方で、「外国国家は主権的行為について法廷地国の民事裁判権に服することを免除される旨の国際慣習法については、これを引き続き肯認することができる」としている。

もっとも、主権免除の慣習国際法規則としての性格は、慣習国際法の成立要件としての伝統的な2要素理論に照らした場合、実は、それほど自明なものではなく、十分な論証がなされてきたわけでもない。主権免除は、対外的に国の意思を表明する機関とみなされていない裁判所の判断に関わるものであるが、その脈絡において何をもって国家実行や法的信念とみなすか、あるいは、政府の立場との間に齟齬が生じ得るとすれば、それらの関係如何といった問題について、理論的検討を行ったものは決して多くはない。他方で、国際司法裁判所が、2002年の逮捕状事件判決において、外務大臣の刑事管轄権免除に関する慣習国際法を（異論はあるにせよ）実際には国際法の一般原則から導き出したことは、主権免除の国際法規則としての性格についても、従来とは異なる視点から考察する必要性を示唆しているように思われる。また、国連主権免除条約は、条約として採択されたという意味では国際法規則としての性格が争われることはないが、近い将来においてそれが普遍的な批准を得る見通しがないこともあり、その枠外での主権免除について国際法の観点から分析することの意義を失わせるものではないであろう。この条約を、主権免除に関する国際法においてどのように位置づけるかという観点からは、むしろ必要な作業であるとも言える。

このような問題意識から主権免除の国際法規則としての性格について検討することを通じて、研究大会での議論の素材を提供することが報告の目的である。

(午前の部－2)

### 「主権免除」に関する抵触法的考察

横溝 大（名古屋大学）

本報告は、外国国家等に対する我が国での民事裁判及び民事執行という問題を、抵触法的観点から検討するものである。

我が国においても、外国国家や公法人と私人との間の国際民事紛争が近時増大しており、外国国家等に対する民事裁判・民事執行に関する判断基準の明確

化が重要な課題となっている。

この問題は、従来国際法上の「主権免除」の問題として議論されて来た。そこでは、所謂絶対免除主義と制限免除主義とが対比され、各国の国家実行が前者から後者へと移行しつつあることが指摘される。だが、如何なる範囲や程度で慣習国際法が成立しているかは不明確であり、とりわけ主権的行為と非主権的行為との区別の基準、対象となる主体、混合口座に対する執行、免除放棄の基準等の点について、実務上この問題に関する慣習国際法規が各国裁判所に十分な指針を与えているということは出来ない。このような不明確な状況は、所謂主権免除条約が発効するとしても、大きく改善されるものではないように見受けられる。

このような状況においては、この問題を抵触法上も扱い、我が国における具体的判断基準を明確にして行くことが有益であろう。本報告では、最初に、各國が自国の裁量で決定出来る範囲（国際法上各國が何らかの義務を負っている範囲）について考察した上で、外国公法人の取扱い、混合口座に対する執行、免除放棄の基準といった幾つかの個別的論点を題材に、るべき判断基準を提示する。その際には、比較法的分析（他国における議論の我が国解釈論への示唆）や、国内事例との整合性（自国政府等に対する裁判・執行との対比）、また類似事例との整合性（外国国家等による私人に対する裁判、外国公法等に基づく直接請求を巡る議論との対比）等、抵触法的視点が明確になるよう努めると共に、抵触法において外国国家等の尊重という国際的配慮の観点がどのように評価されるべきなのか、という点についても考察してみたい。

（午後の部－1）

### 国際司法裁判所による請求の規律

李 穎之（長崎県立大学）

国際司法裁判所（以下、裁判所）は、「付託された紛争を国際法に従って裁判する」（規程38条1項）ことをその任務とする。ただし、裁判所の訴訟対象となる紛争は、法に基づく主張として構成された請求の衝突というかたちで特定された紛争（法的紛争）のみである。そのため、「請求に対し現行法を適用して判決を下す」ことが裁判による紛争処理の制度原理であると考えられる。このことから、紛争の法的加工である請求の構成こそが、判決を核とした裁判的処理による「紛争解決」を実効的ならしめるのに決定的な重要性を持つといえる。しかし、こうした請求の形成過程、とりわけ、そこで裁判所が果たし得る役割は、従来の研究において必ずしも十分な考察がなされてこなかった問題である。そこで本報告は、訴訟における請求の形成過程を当事者主義（処分権主義）と職権主義の対立・調整の視点から分析し、「紛争解決」に対する裁判的処理の実効性との関連で裁判所による請求の規律を考察することにしたい。

まず、訴訟過程における請求の具体化および変動に関する裁判所の役割を考

察する前提的作業として、請求の訴訟法上の機能および提訴段階における請求特定の問題を確認し、訴訟過程における請求の漸進的具体化・変動の制度的基盤を明らかにする。その後、一方的提訴（請求訴状）と合意提訴（付託合意）に大別して、請求の具体化・変動に対する裁判所の規律実態を整理しつつ、請求規律の影響を判決履行状況から検討していく。その際、一方的提訴に関しては、①当事者による請求変動（訴えの変更）に対する裁判所の規律と②裁判所自身による請求の具体化・変動（請求の同定）とを分析し、合意提訴における請求規律も付託合意の解釈という枠組みの中で検討を加える。

以上を通じて、裁判所による請求規律の法的基盤および請求規律に介在する裁判所の司法政策的判断の妥当性を考察することにより、国際裁判の紛争解決機能を解明する手がかりを得たいと考える。

（午後の部－2）

### 国際司法裁判所の勧告的意見の動向 —現存する紛争についての対応を中心として—

永田 高英（立正大学）

勧告的意見制度は、常設国際司法裁判所でのその導入当初から、意見の非拘束性、意見要請主体、諮問事項の性格・範囲、意見付与の裁量的性格、アドホック裁判官の採否、司法機能との両立可能性などの諸点をめぐって、さまざまな議論を惹起してきた。同制度を引き継いだ国際司法裁判所においても、この状況は基本的に変わってはいない。

とりわけ、諮問事項が国家間紛争または国家・国際組織間紛争に關係するものである場合、当事国の同意という基本原則との関係で、裁判所は困難に直面する。この点、国際司法裁判所は、一般に、「連盟理事会又ハ連盟総会ノ諮問スル一切ノ紛争又ハ問題」（傍点＝筆者）について意見を付与することが認められていた常設国際司法裁判所の場合以上に、慎重な対応が求められるはずである。けれども、国際司法裁判所は、紛争状況が現にある場合であっても、そのことを理由にした要請却下の主張を退けてきており、しかもその論拠はたぶんに形式的・抽象的で、その射程も広範なものが少なくない。パレスチナ占領地域における壁建設の法的効果に関する勧告的意見（2004年）は、その最新かつ顕著な例である。

本報告では、以上のような状況にかんがみて、現存する紛争に關係する意見要請がなされた場合の国際司法裁判所の対応を考察して、国連機関としての同裁判所の位置づけとの関係での意義を描出すると同時に、国際法規範の性質変化や国際紛争の多面的広がりの文脈におけるその意味ないし問題性をも明らかにしたい。